令和９年２月（予定）

~~令和8年11月から~~

事業主の皆さま

健保組合への電子申請が e-Gov電子申請に移行します

POINT 01 電子申請が年金と同じルートになり、申請方式が拡大します！！

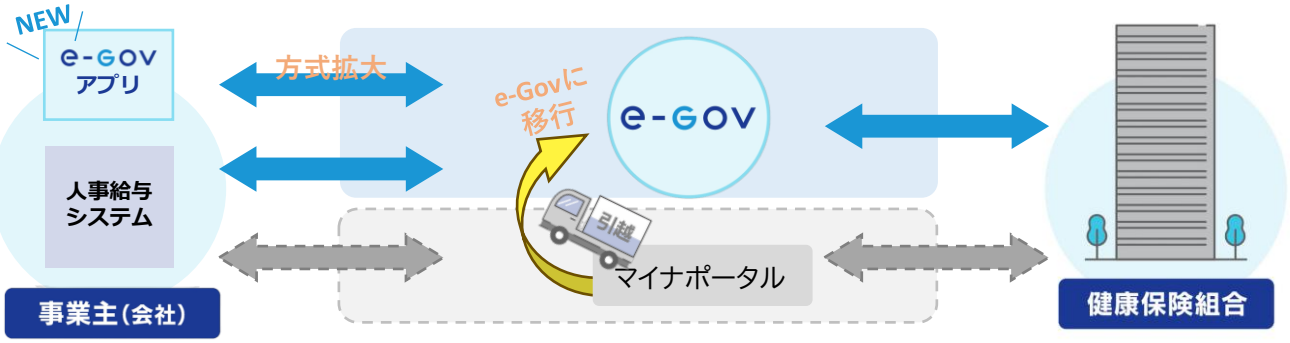

健保組合の電子申請手続きについては、これまで人事給与システムがマイナポータルと連携する仕組みがないと電子申請できませんでしたが、年金・雇用保険と同様にe-Govアプリを使用した申請が可能となります（利用開始日は11月中で調整中）。

※人事給与システムからの申請可否については、ベンダーにご確認ください。

※マイナポータルルートの電子申請は、e-Govへの移行後に一定の並行稼働期間を設けた上で、閉鎖されます（日程調整中）。

POINT 02 電子申請対象届書として順次対応予定！！

現状、健保組合へ電子申請できる届書は、適用関係の15届のみですが、今後は保険給付の申請も可能となる予定です。
まずは、現行の15届をe-Govに移行した上で適用関係3届を順次追加し、給付関係も3届から対象として、その後順次追加していきます。
（特定の法人の事業所に電子申請が義務化された届書（下表の　　の3届）は、これまで通りで変わりません。）

現在申請可能な届書（15届）

資格取得届・資格喪失届・**算定基礎届・月額変更届・賞与支払届**・被扶養者異動届
産前産後休業終了時報酬月額変更届・育児休業等取得者申出書（新規・延長）/終了届・産前産後休業取得者申出書/変更（終了）届
介護保険適用除外等該当・非該当届
新規適用届・任意適用申請書・任意適用取消申請書・一括適用承認申請書・育児休業等終了時報酬月額変更届

＋

順次対応する届書（6届）　※時期未定

適用関係 3届	住所変更届・氏名変更届 資格確認書交付申請書
給付関係 3届	傷病手当金支給申請書 出産手当金支給申請書 療養費（治療用装具）支給申請書

申請方式を検討するためのフローチャート

以下の設問に回答して、御社の最適な申請方式をご検討ください。

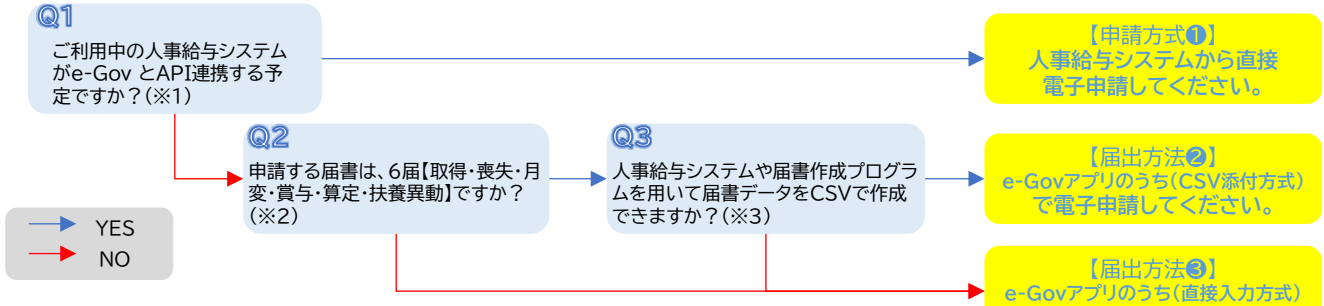

（※1） e-GovへのAPI連携の対応状況については、人事給与システムベンダーへ確認ください。
（※2） 6届以外は、CSV添付方式に対応していないため、直接入力方式での申請となります。
（※3） 人事給与システムでCSVデータを作成できるかについては、人事給与システムベンダーへ確認ください。

名古屋文具紙製品健康保険組合

e-Govアプリのご紹介

e-Govアプリケーションは、e-Govを利用するための公式ソフトウェアです。直接入力方式またはCSVファイル添付方式により電子申請することができます。

① CSVファイル添付方式	② 直接入力方式
日本年金機構が提供する届書作成プログラム、または人事給与システム等で作成したCSV形式の届書データを添付して、e-Govアプリケーションから申請します	e-Govアプリケーションを使用して、1件ごとに申請画面に直接入力して申請します

資格取得届・資格喪失届・算定基礎届
月額変更届・賞与支払届・被扶養者異動届

現行の15届

資格取得届・資格喪失届・算定基礎届
月額変更届・賞与支払届・被扶養者異動届

産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届
産前産後休業終了時報酬月額変更届
育児休業等取得者申出書(新規・延長)/終了届
育児休業等終了時報酬月額変更届
介護保険適用除外等該当・非該当届
新規適用届・任意適用申請書
任意適用取消申請書・一括適用承認申請書

＋

人事給与システム・基幹システムの対応時期は
各ベンダーによって異なる想定

追加予定

住所変更届・氏名変更届・資格確認書交付申請書

傷病手当金支給申請書・出産手当金支給申請書
療養費(治療用装具)支給申請書

主な照会先・マニュアルの掲載場所

内容	照会先	照会先の概要	マニュアル掲載場所
e-Govの使い方・e-Govアカウントについて ※電子申請に関する照会対応は準備中	e-Gov利用者サポートデスク https://www.e-gov.go.jp/contact	① Webフォーム(24時間受付) 受付:年中無休・24時間 回答:原則メール (必要に応じて電話連絡あり) ② 電話(繁忙期・通常期で時間限定) 電話番号:050-3786-2225	e-Gov初心者ガイド(全編) https://shinsei.e-gov.go.jp/sites/default/files/filebrowser/e-gov/doc/preparation/beginner/beginner_all_v3.pdf
GビズIDについて	GビズID ヘルプデスク https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html	①電話での問い合わせ 電話番号:0570-023-797 受付時間:9:00～17:00 (土日・祝日、年末年始を除く) ②メールでの問い合わせ 問い合わせ方法:専用フォーム	GビズID ご利用ガイド https://gbiz-id.go.jp/top/manual/manual.html
人事給与システムについて	使用する人事給与システムのベンダー	―	使用する人事給与システムのベンダー

令和8年7月改訂